

定期監査の結果に基づく措置

(令和5年10月3日実施)

文化観光部 文化振興課

| | |
|------|---|
| 調査事項 | 行政財産の目的外使用許可について |
| 指摘事項 | 行政財産の目的外使用許可について、土地使用料の算定方法に誤りがあり過剰に使用料を徴しているものが見受けられたので、倉敷市行政財産使用料徴収条例の規定に従い適正な事務処理をされたい。 |
| 措置 | 過剰に徴収した使用料につきましては、速やかに返還の措置を講じました。 今後は、倉敷市行政財産使用料徴収条例の規定に従い、使用料の算定方法に誤りがないよう、適正な事務処理を行ってまいります。 |

定期監査の結果に基づく措置

(令和5年10月2日実施)

文化観光部 国際課

| | |
|------|--|
| 調査事項 | 補助金について |
| 指摘事項 | 倉敷市国際交流協会補助金について、補助対象外の経費に対して補助金を交付していたので、倉敷市補助金等交付規則及び倉敷市国際交流協会補助金交付要領に従い適正な事務処理をされたい。 |
| 措置 | 指摘のあった経費について、令和5年11月24日に申請者からの返納を確認しました。今後は倉敷市補助金等交付規則及び倉敷市国際交流協会補助金交付要領に従い適正な事務処理を行います。 |